

有田川町産材利用住宅支援事業Q&A

【補助対象について】

Q 1. 有田川町産材とはどのようなものですか。

A 1. 有田川町の森林で生産され、有田川町内で製材加工された含水率が25パーセント以下の木材で、有田川町産材認証システム実施要綱（令和2年制定）により、町産材と認証されるもの。

Q 2. 「新築」と「内外装整備」及び「ウッドデッキ」を併用して申し込むことはできますか？

A 2. 事業を併用して申し込むことはできません。

Q 3. 別荘等のセカンドハウスは補助対象となりますか。

A 3. 自らが常時居住する住宅を支援対象としているため、別荘等のセカンドハウスは補助対象外です。また、建売住宅も補助対象外となります。

Q 4. 店舗兼住宅、事務所兼住宅等の併用住宅は補助対象となりますか。

A 4. 住宅部分のみ補助対象となります。

Q 5. ウッドデッキやガレージ、カーポートは補助対象となりますか。

A 5. 住宅と一体となったものであれば補助対象となります。

Q 6. 倉庫や作業場の増築・改築又はリフォームを行う場合、補助対象となりますか。

A 6. 自らが常時居住する住宅を支援対象としているため、補助対象になりません。

Q 7. 「内外装整備」について、整備する住宅が木造住宅でなくても、補助対象となりますか。

A 7. 「内外装整備」の対象となる住宅の構造は問いませんので、補助対象となります。

Q 8. 「内外装整備」について、自らが所有し、居住するマンションのリフォームを行う場合は補助対象となりますか。

A 8. 補助対象となります。なお、賃貸住宅の場合は対象外です。

Q 9. 「内外装整備」について、建売住宅や中古住宅販売物件のリフォーム工事は補助対象となりますか。

A 9. 物件を購入後に、購入者が建築主となり「内外装整備」へ申し込む場合のみ、補助対象となります。

Q 1 0. 中古住宅の購入契約を結び、引き渡し及び所有権の移転登記が終わっていない状況でリフォーム工事を行おうとするものは、「内外装整備」の補助対象となりますか。

A 1 0. 補助対象となります。この場合は、申込みの際に売買契約書等の写しを添付してください。
また、交付申請の際に、所有を確認する書類の提出を求められることがあります。

Q 1 1. 「内外装整備」で対象となるのは、どのようなものですか。居室以外の部分（階段、ウォークインクローゼット等）も補助対象となりますか。

A 1 1. 原則として、補助対象となるのは、床、内壁、天井、階段、外壁です。居室以外の空間も補助対象となります。

(例：廊下、脱衣所、洗面所、トイレ、ウォークインクローゼット)
なお、家具やドア等の取り外し可能なものは補助対象となりません。

【申込について】

Q 1 2. 交付要綱第5条で示されている「補助対象箇所を施工しようとする日」とは、具体的にどのような日でしょうか。

A 1 2. 構造材の設置については上棟日、内外装材の設置については施工開始日、ウッドデッキの設置についても施工開始日とします。

Q 1 3. リフォーム工事については、図面を作らないで施工することもあるのですが、「内外装整備」へ申込み場合、図面の添付は必要でしょうか。

A 1 3. 図面は必要となります。施工箇所（部位）を確認できると共に、補助対象となる町産材が使用されている部分を求積（寸法等）できる図面を添付してください。

Q 1 4. 他の制度との併用はできるでしょうか。

A 1 4. 交付の対象が重複する他の事業との併用はできません。但し、和歌山県が行っている「紀州材で建てる地域住宅支援事業」との重複受給は認めます。

具体的には、新築・増改築・改修（リフォーム）を行う補助事業で町産材を使用する場合、併用が不可となる補助事業は、（令和3年7月1日現在）以下のとおりとなります。

併用不可となる補助事業	申請窓口
住宅耐震化促進に関する事業（改修、建替え） 景観形成支援事業（建築物等の修景、空き家の活用）	建設課
居宅介護住宅改修費支給事業	長寿支援課
日常生活用具給付事業（住宅改修） 重度身体障害者住宅改造助成事業	やすらぎ福祉課
起業支援事業補助金 空き店舗等活用推進事業補助金	商工観光課
援農・農家民泊推進事業	産業課・商工観光課